

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年3月2日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称) サンシティ川崎新築工事」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ヘルスケア・ジャパン 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル30階 代表取締役社長 金澤 富夫
	指定開発行為の名称	(仮称) サンシティ川崎新築工事
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区长沢三丁目8789-1、二丁目8789-2他 (区域面積:約32,117㎡)
	指定開発行為の目的	有料老人ホームの建設
	指定開発行為の内容	計画戸数:520戸、計画人口:1,196人 最高高さ:15m(南側A敷地)、10m(北側B敷地) 建築面積:約13,400㎡、延べ面積:約47,755㎡
	指定開発行為の施行期間	平成19年10月~平成22年2月(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成19年3月2日(金)から 平成19年4月16日(月)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	宮前区役所、向丘出張所、多摩区役所、生田出張所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限:平成19年4月16日 (郵送の場合は、平成19年4月16日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2155 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm</a>